福島県中通りで木材チップの製造・販売業を営む申立会社について、風評被害による逸失利益、検査費用及び除染機器購入費用(追加的費用)等が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X株式会社(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目(別紙記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目(同項所定の期間に限る。)に対する和解金として、合計金188万9510円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。 また、その遅延損害金を含む。) については、本和解に定めるもののほか、 当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 平成25年9月12日

(仲介委員長 小山達也、仲介委員 尾野恭史)

損害項目		損害金額	期間
逸失利益		4, 736	平成23年9月1日
			から同年11月30日
検査費用(物)	検査機器購入費	480, 135	平成23年4月4日
	検査費	5 2 4, 3 0 5	平成23年9月15日
	運搬費	1, 370	から同年11月30日
検査費用(物)	除染機器購入費用	748, 154	平成23年9月9日
以外の追加的			から同年11月30日
費用			
	海外取引先との打	64,400	平成23年3月22日
	ち合わせ場所変更		
	に伴う交通費(常務		
	分)		
その他の費用	①「○○書類発送」、	6, 410	①平成23年10
	②「A(有)の樹皮		月 2 2 日
	運賃」、及び③「B		②平成23年9月
	マニフェスト代金」		20日
			③平成23年11
			月30日
	交通費等	60,000	平成23年7月13日
			から同年11月11日
	合計	1, 889, 510	